

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

顎、歯および口腔を健康な状態に保ち、咬合（こうごう）、咀嚼（そしゃく）ならびに嚥下（えんげ）等の顎口腔機能を維持・回復することは、全身の健康の増進に寄与するとともに、療養・介護の質の向上に大きな役割を果たすことが、さまざまな研究で明らかになっている。平成 23 年歯科疾患実態調査において、80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つ「8020」達成者が過去最高の 38.3% に達したという好ましい結果がある。

一方で、今日の格差社会の中では、経済的理由によって歯科受診が困難であったり、治療を中断・中止せざるを得ず「口腔崩壊」に至るといった深刻な事態が広がっており、国民皆保険制度のわが国で、歯科保険医療を国民が等しく享受することができない状態が進行している。

このような深刻な事態を招いたのは、窓口負担の高さに加え、既に普及している技術・材料の保険導入の遅滞等に原因があると考えられる。

よって、政府においては、保険で良い歯科医療を実現するため、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 患者の窓口負担割合を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療が行えるよう診療報酬制度を改善すること。
- 3 安全性が確立され治療方法として普及している歯科医療技術は保険適用にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）11 月 2 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員